

大磯町監査公表第 6 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 14 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類

随時監査（工事監査）

2. 監査の対象部課等

（1）対象工事

明治記念大磯邸園整備事業 令和5年度明治記念大磯邸園整備工事

（2）対象部課

都市建設部都市計画課

3. 監査の範囲及び事務

対象工事に係る令和5年度に係る財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和5年12月4日から令和6年3月12日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和5年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかはもとより、計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査等、事務的及び技術的な観点にも着目し、監査を実施した。

監査は、監査対象課である都市計画課より対象工事について関係書類の提出を求め審査するほか、技術調査業務を委託し工事技術に関する専門的知識を有する技術士による書類調査を実施し、監査委員はその調査結果を確認するとともに総合的に判断する方法とした。

6. 工事の概要

工事名 明治記念大磯邸園整備事業 令和5年度明治記念大磯邸園整備工事

工事場所 大磯町西小磯地内

工期 令和5年8月30日から令和6年3月15日まで

契約金額 112,200,000円（税込）

請負業者 株式会社 稲元興業 大磯営業所

工事概要 明治記念大磯邸園は、閣議決定（「明治150年」関連施策として行う明治記念大磯邸園（仮称）の設置について）に基づき、整備する施設である。本工事は、このうち、西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸の町区域において、明治記念大磯邸園基本計画に基づき庭園整備を施工するものである。

(主な工種数量)

- ・敷地造成工（掘削1,790m³、盛土1,685m³、埋戻し606m³ 他）
- 擁壁工（石積復旧61m、土留壁3m 他）
- 公園施設等撤去工（照明灯撤去、樹木伐採、下草刈り 他）
- 給水設備工（スプリンクラー設置4箇所、給水管布設285m 他）
- 電気設備工（電線管敷設1,673m、引込柱1本、分電盤取付1面 他）
- 管理施設整備工（フェンス305m、門扉2基）

7. 監査の結果

関係書類の審査及び技術士による工事技術調査業務報告書を踏まえ協議した結果、本工事は概ね適正に執行されているものと認められた。